

白馬村水道料金等の改定に関するパブリックコメント資料

料金改定の理由について

1 施設の老朽化と耐震化

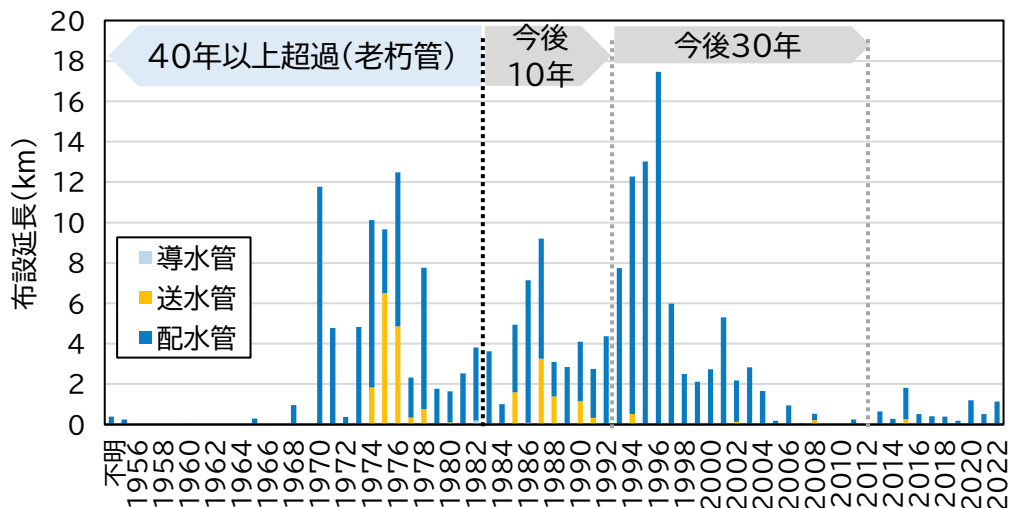
村内の水道管の総延長約203kmのうち、30%に相当する61kmが法定耐用年数である40年を超えて使用されています。

施設の耐震性に目を向けると、二股浄水場も40年以上が経過し、浄水場や配水池といった基幹施設の耐震診断において、「耐震性はない」という結果が出ています。

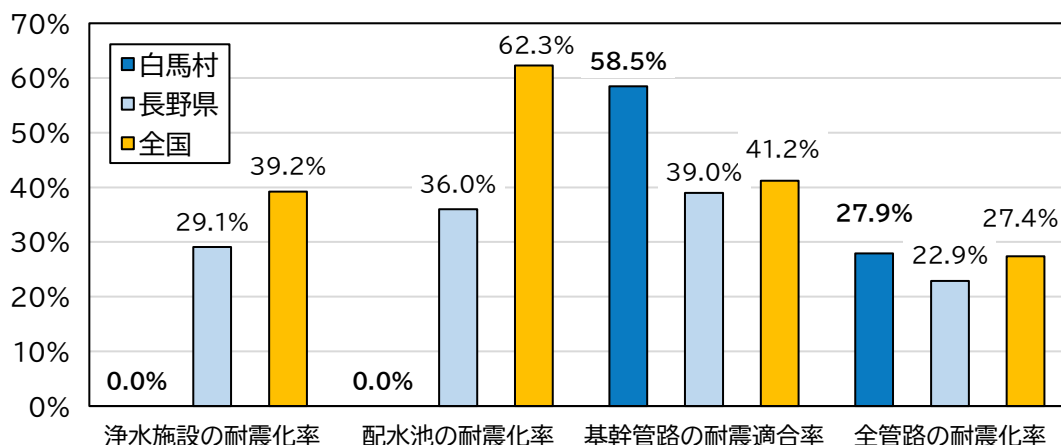
基幹管路の耐震適合率は全国及び長野県の平均を上回っているものの、全管路の耐震化率は3割以下に留まっている状況です。

白馬村水道事業では、古くなった管路を耐震管に順次更新することで管路の耐震化を進めています。計画的な管路更新により、耐震化に努めていく必要があります。

【図1 過去の管路整備延長と老朽化】



【図2 水道施設の耐震化の状況(令和3年度末時点)】





【配水管の漏水】



【配水管の漏水修理工事】

2 今後の投資計画と費用

白馬村の水道施設は、管路更新等の将来的投資を計画的に行い、施設の強靱化が必要な状況です。建設から40年以上経過し、耐震性がないと診断されている二股浄水場は、数年後に二股浄水場再整備事業として施設の更新を控えています。人口減少による配水需要の減少や管路更新による効率的な配水によって、施設のダウンサイジング等が可能なのか、判断が迫られています。

いずれにしても、施設の更新には多額の費用がかかります。一昨年度改定した「白馬村水道事業ビジョン」の投資計画を精査したところ、今後10年間で約40億円の事業費がかかる見通しで、このうち約26億円は二股浄水場再整備事業によるものです。

【図3 投資計画と事業費】



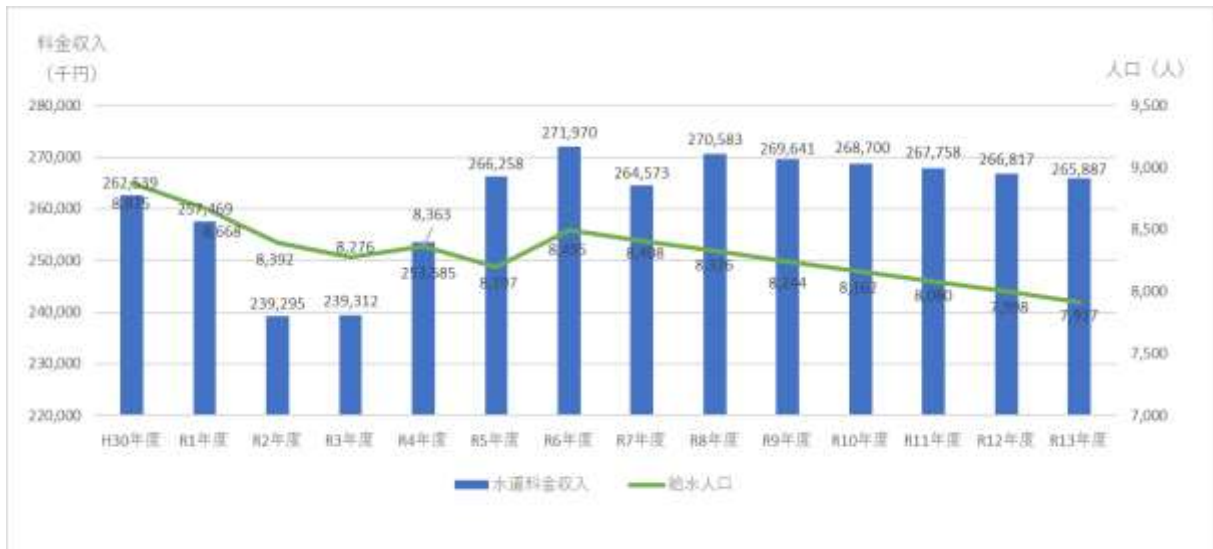
3 料金収入の減少

水道事業は、料金収入を財源に経営する独立採算制で運営しており、安全な水を 24 時間 365 日、お届けするのが使命です。そのため、老朽化対策や耐震化など、多額の施設更新費用がかかります。また近年は、燃料費高騰や施設・設備の修繕費の増加などで、経費も嵩む状況となっています。

一方、水道事業の収入の約 8 割を占める料金収入は、コロナ禍による減収から回復の兆しを見せていますが、将来的には人口減少等の影響で料金収入は減少していく見通しです。また、水道料金は、昭和59年に改定を行って以来、消費税の導入・改定による値上げを除き、改定されていません。

必要な資金の捻出は、経営努力だけでは困難な状況で、今後も持続可能で健全な経営を行うためには、新たな財源の確保が急務となっています。

【図 4 水道料金収入と給水人口の予測】



4 白馬村水道事業の課題

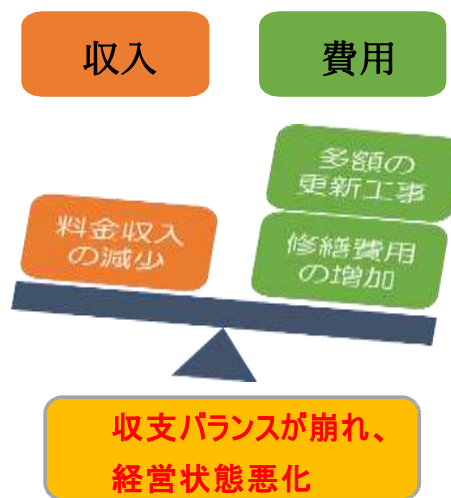
白馬村水道事業が直面している特に大きな問題点

施設管路の老朽化 → 故障・漏水 → 計画的な更新工事 → 更新財源の確保

人口減少 → 使用水量の減少 → 料金収入の減少 → 料金の見直し

対策を講じないと

収入面では、人口減少により料金収入は減少する見通しである一方、費用面では、多額の施設更新費用や修繕費用が増加の見通しであることから、対策を講じないと、収支のバランスが崩れ、近い将来に経営状態が悪化することとなります。

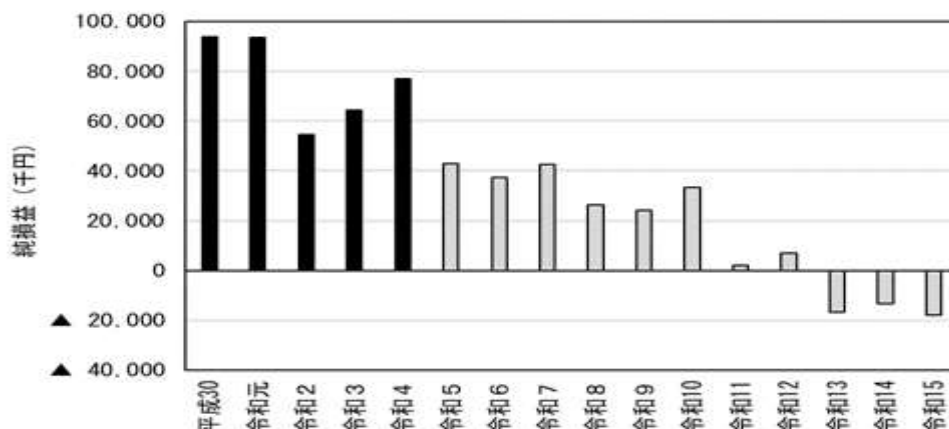


財政シミュレーションの結果

上記を勘案した財政シミュレーションによると、現行の料金水準のままでは、令和13年度に赤字に転落、令和15年度には現金資金が枯渇する見込みとなりました。

健全な財政状況を維持しつつ、老朽化する施設の更新を着実に実施するためには、経営基盤の強化がより一層求められており、適正な料金水準による給水収益の確保が必要不可欠な状況です。

【図5 純損益の推計結果】

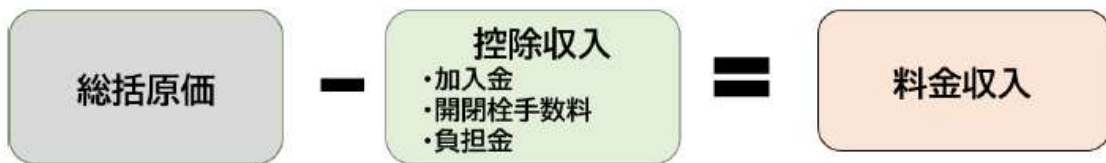


料金改定率の算定方法について

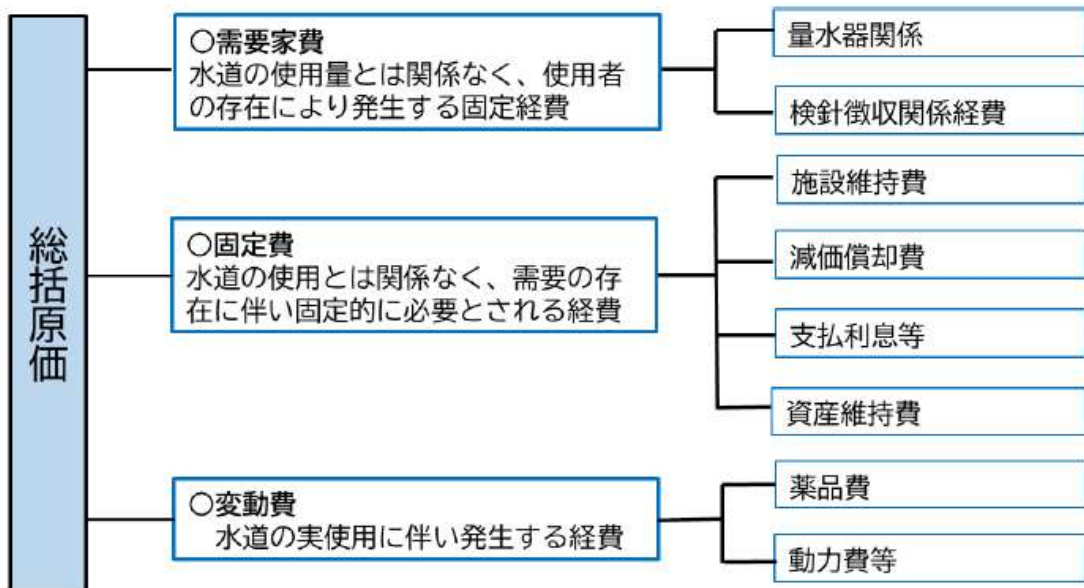
水道料金は総括原価方式を用いて計算されます

総括原価方式とは、事業運営に必要な経費の総額を「総括原価」として算定し、総括原価に見合った料金水準を定める方法となります。

■ 総括原価方式のイメージ



■ 総括原価に含まれる費用



白馬村上下水道事業経営審議会の答申内容について

1 主な答申内容

料金算定期間	令和6年度から令和10年度の5年間
改定率	平均改定率30%の引き上げ
料金体系	変更前：用途別 → 変更後：口径別
基本水量制	変更前：5 m ³ まで → 変更後：廃止
改定時期	令和7年1月1日とすることが適当

2 改定率（30%の引き上げ）について

水道料金は総括原価方式を用いて計算されます。総括原価方式とは、事業運営に必要な経費の総額を「総括原価」として算定し、総括原価に見合った料金水準を定める方法です。

上下水道課では、総括原価方式の料金算定期間を令和6年度から令和10年度の5年間と設定し、今後5年間の財政シミュレーションを行いました。その結果、料金算定期間の総括原価として必要となる経費は約13億8千万円となりましたが、同期間の現行の料金収入は約10億6千万円と試算され、約3億2千万円の不足が生じることになります。この費用に対し不足する収入を賄うために今回は30%の改定とすることが適当との答申をいただきました。

3 口径別料金体系への移行

現行の水道料金は、基本料金と従量料金からなる二部制で、基本料金は用途別料金体系を採用しています。用途別とは使用目的を料金設定の根拠として、家庭用、別荘用、業務用等に料金を設定する方法ですが、近年はワークスタイルやライフスタイルの多様化により利用形態が複雑化してきていることから、用途認定が困難になってきている等の課題があります。

一方、口径別料金体系は、使用する口径の大きさといった明確な基準に基づいて料金設定を行うことから、給水装置の能力に応じた費用負担と明確な料金設定の面から公平性が確保されます。現在、全国的にも用途別料金体系から口径別料金体系への移行が進んでおり、より公平な費用負担と明確な料金設定を実現するため、用途別から口径別に移行することが適当との答申をいただきました。

4 基本水量制の廃止

基本水量制とは、基本料金に一定の使用水量を含める料金体系のことで、公衆衛生の向上を目的に一定の以上の水を利用してもらうために、近代の水道創設期に導入されてきた経過があります。白馬村の現在の料金表では基本水量として月5㎡を付与しており、月5㎡以下の使用に対しては従量料金を賦課せず、定額の基本料金のみを負担していただくという料金設定なっています。

しかしながら、現在は水道普及率がほぼ 100%に達し、公衆衛生の向上の目的は達成されたと考えられます。また、白馬村では、全体収入件数の約 15%を占める使用水量 5 ㎡以下の使用者に対して、使用水量に応じた従量料金を課せていないという課題もあることから、基本水量制を廃止したいと考えます。

ただし、単身高齢者世帯や一般家庭の値上げについては、極力配慮するものとして、口径 13mmから 25mmまでの基本水量に当たる5㎡までの従量料金については、低額設定としています。

5 料金の改定時期

料金の改定時期については、昨今の物価上昇が住民の生活に大きく影響を及ぼしていることから、慎重な判断が求められますが、改定時期が遅くなるほど改定率が高くなることは避けられません。

また、現行の水道料金が、昭和 59 年 1 月 1 日の改定以降、実質 40 年間以上据置とされてきたことから、適正な料金水準による給水収益の確保が急務な状況であり、料金改定時期は令和 7 年 1 月 1 日が適当であるという答申をいただきました。

水道料金の新旧比較

現在の水道料金表

(1か月あたり、税抜き)

用途	基本料金 (1ヶ月あたり)		従量料金	
	使用水量	金額	使用水量	金額 (1 m ³ あたり)
一般用住宅 営業及び兼用 その他	5 m ³ まで	1, 200円	6 m ³ ~30 m ³	140円
			31 m ³ ~70 m ³	160円
			71 m ³ 以上	170円
別荘用	5 m ³ まで	2, 200円	6 m ³ ~30 m ³	140円
			31 m ³ ~70 m ³	160円
			71 m ³ 以上	170円

【メーター器使用料金】

口径	月額
13mm	100円
20mm	180円
25mm	210円
30mm	280円
40mm	360円

答申書の水道料金表

(1か月あたり、税抜き)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (水量区分ごとの1 m ³ あたり単価)			
		~ 5 m ³	6 ~30 m ³	31~70 m ³	71 m ³ ~
13mm	1, 670円	65円	140円	160円	170円
20mm	2, 150円				
25mm	3, 320円				
30mm	6, 320円	140円	140円	160円	170円
40mm	10, 400円				
50mm	19, 300円				
75mm	42, 900円				

料金の算定方法

例:口径13mmで月15m³を使用した場合【1ヶ月当たり】

現行 基本料金1,200円+メーター器使用料金100円+従量料金140円×10m³
×1.1(消費税)=2,970円

改定 基本料金1,670円+(従量料金65円×5m³)+(従量料金140円×10m³)
×1.1(消費税)=3,730円

一般家庭における新料金と現行料金の差額は下記のとおりです。

水道料金【口径13mm 1ヶ月 税込】

使用水量	現行料金	新料金	増額幅
基本のみ	1,430円	1,830円	400円
10 m ³	2,200円	2,960円	760円
20 m ³	3,740円	4,500円	760円
30 m ³	5,280円	6,040円	760円
40 m ³	7,040円	7,800円	760円
50 m ³	8,800円	9,560円	760円

水道料金【口径20mm 1ヶ月 税込】

使用水量	現行料金	新料金	増額幅
基本のみ	1,510円	2,360円	850円
10 m ³	2,280円	3,490円	1,210円
20 m ³	3,820円	5,030円	1,210円
30 m ³	5,360円	6,570円	1,210円
40 m ³	7,120円	8,330円	1,210円
50 m ³	8,880円	10,090円	1,210円

水道料金【口径25mm 1ヶ月 税込】

使用水量	現行料金	新料金	増額幅
基本のみ	1,550円	3,650円	2,100円
10 m ³	2,320円	4,770円	2,450円
20 m ³	3,860円	6,310円	2,450円
30 m ³	5,400円	7,850円	2,450円
40 m ³	7,160円	9,610円	2,450円
50 m ³	8,920円	11,370円	2,450円

